



Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

August 2005

私たち税理士法人中央青山は、全世界144カ国に12万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約300人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約70名が金融部に所属しています。PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足いただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

プライスウォーターハウスクーパース
税理士法人中央青山 金融部

〒100-6015
東京都千代田区電が関3丁目2番5号
電が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2005 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity. *connectedthinking is a trademark of PricewaterhouseCoopers.

新会社法の成立と擬似外国会社に関する 規制について

会社法が本年6月29日に成立し、同7月26日に公布されました(平成17年法律第86号)。参議院における会社法審議の過程において、会社法821条の「擬似外国会社」に関する規制が日本の実務に与える影響がとりあげられ、とりわけ米欧の証券会社から同条に対する懸念が表明されました。今月のニュースレターでは、このような懸念に対してなされた法務省の答弁、附帯決議についてご紹介します。

1. 擬似外国会社に関する規制

擬似外国会社とは、外国会社(日本法以外の法に準拠して設立された会社のこと)のうち、「日本に(実質的な)本店を置き、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする会社」のことをいいます。擬似外国会社は821条において、日本において取引を継続して行うことができないとされました。もし、擬似外国会社がこのような規制に反して、取引を継続して行った場合には、取引をした者(会社代表者等が想定されます。)は相手方に対して、会社と連帯して責任を負うとされています。そのため、外国会社のうち、海外の本店に実態がなく、主として日本においてビジネスを行っている会社は、自社が擬似外国会社に該当し、株式会社等へ組織変更しない限り日本において継続して取引ができなくなる可能性を考慮して、在日商工会議所等を通じて日本政府に対してその懸念を伝えました。

このような動きに対して法務省は、参議院法務委員会において、現行法(商法)下の判例において、擬似外国会社は、日本法に基づいて設立手続をしない限り法人格を有しないとされており、これに対して新法たる会社法においては、法人格が与えられた上で、相手方に対して会社と連帯して責任を負うとしていると説明しました。すなわち、会社法においては、擬似外国会社に対して一旦法人格が与えられる分だけ、従前の規制よりも緩くなっており、会社法821条は新たな規制を設けるものではない旨の答弁をしました。

2. 附帯決議

参議院においては、擬似外国会社に関連して、以下のような附帯決議がなされましたので、同条の解釈においては、当該決議を考慮する必要があります。

一～十四（省略）

十五 外国会社による我が国への投資が、我が国経済に対して果たしてきた役割の重要性及び当該役割が今後も引き続き不可欠なものとして期待される点にかんがみ、会社法第821条に関して、その法的確実性を担保するために、次の諸点について、適切な措置を講ずること。

- 1 同条は、外国会社を利用した日本の会社法制の脱法行為を禁止する趣旨の規定であり、既存の外国会社及び今後の我が国に対する外国会社を通じた投資に何ら悪影響を与えるものではないことについて、周知徹底を図ること。
- 2 同条は、外国の事業体に対し、特定の形態を制限し又は要求する趣旨のものではないことについて、周知徹底を図ること。

十六 会社法第821条については、本法施行後における外国会社に与える影響を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討すること。

外国会社が株式会社等へ組織変更するに際しては、それに伴う営業譲渡により営業権が生ずる場合、あるいは、従業員に対して退職金の支払が生ずる場合等、税務上詳細な検討が必要となる場合がありますので、組織変更を検討される際には、税務アドバイザーへご相談されることをお勧めいたします。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
マネージャー	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.suzuki@jp.pwc.com
	鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	荒井圭子	03-5251-2771	keiko.arai@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	清宮陽二	03-5251-2303	yoji.kiyomiya@jp.pwc.com